

# 訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

令和 6 年診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーション・ママでは、オンライン資格確認を行う体制を整え、医療 DX を通じて、質の高い訪問看護を提供できるよう取り組んでおります。

マイナ保険証によるオンライン資格確認(健康保険法第 3 条第 1 3 項)から得た利用者の診療情報や薬剤情報を活用し、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算いたします。

## (新) 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する施設基準は以下の通りです。

- ① 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。(平成 4 年厚生省令第 5 号第 1 条)
- ② マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行っていること。(健康保険法第 3 条第 1 3 項)
- ③ 医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
- ④ 以上の掲示事項について原則としてウェブサイトに掲載していること。

## 対象者

訪問看護療養費を算定する方(医療保険)

## 個人情報の取扱い

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

## 資格情報の提供について

資格情報の提供はご利用される皆様及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

2024 年 12 月 1 日

医療法人同仁会(社団)

訪問看護ステーション・ママ

所長 清水 浩子